

能力認証の有無による業務実施方法のイメージ

＜能力認証あり＞

- 事前に作成されたプロトコル等に基づいて、患者の状況を把握しながら、適時、一連の業務を実施。
(必要時に医師や他の職種に相談)

＜能力認証なし＞

- 事前に作成されたプロトコル等に基づいて、患者の状況を把握しながら適時、一連の業務を実施。(必要時に医師や他の職種に相談)
- 特定行為を実施する際には、その時点の患者の状態を医師に報告。
- 医師は、報告を踏まえ、看護師個別の能力を勘案しつつ、できる限り詳細に指示(実施の可否、方法等) **(法律上の「具体的な指示」に相当)**

安全管理組織における特定行為の実施に係る取決め

- ・安全管理委員会の開催
- ・医療事故報告等の体制の整備
- ・プロトコル等の作成
- 他

医師による診察・包括的指示

(例) 看護師が患者の症状や病態に合わせて処置やケアの実施の判断ができるように、医師が事前にプロトコルやクリティカルパスとして、患者に適した指示を示す

患者の状態変化の把握 (問診・視診・聴診・触診・打診)

判断・一次的評価

(医師への相談の必要性の判断も含む)

看護基礎教育
+
臨床経験

能力認証を得るための
養成課程修了

特定行為
(例:褥瘡の壊死組織の
デブリドマン)



特定行為以外の
診療の補助業務
(例:解熱剤の投与)



特定行為
(例:褥瘡の壊死
組織のデブリ
ドマン)

看護基礎教育
+
臨床経験

医師に対する患者の状態報告及び確認

医師による具体的指示

(例) 実施の適切性の判断・時期・内容・方法等

診療の補助業務にあたる行為 (特定行為または特定行為以外の行為) を実施

医師へ報告

安全管理組織における特定行為の実施に係る取決め ＜能力認証のない看護師が実施する場合＞（イメージ）

安全管理体制に関する共通事項（医療法第6条の10、同施行規則第1条の11①）

＜病院等の管理者に求められている安全管理体制＞

- 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。



能力認証のない看護師による特定行為の実施に関する取決め（例）

- 特定行為の実施に関する施設内基準、手順書を作成し、個々の看護師の能力を踏まえた適切な業務分担により特定行為を実施すること。
- 各々の特定行為について講習、技術トレーニング等を実施すること。
- 医師との連絡・連携にかかるルールを作成し、周知すること。
- 看護師の特定行為の実施に係る能力評価に関する基準等を作成すること。

※安全管理体制の要件については、今後引き続き検討予定である。